

弁護士保険

一家に1人
「MY弁護士」

日弁連リーガル・アクセス・センターニュース No.21

編集責任 日弁連リーガル・アクセス・センター

第19回 弁護士業務改革シンポジウムが開催されました

2015年10月16日(金)に、岡山市において、第19回弁護士業務改革シンポジウムが開催され、当委員会は第7分科会「弁護士保険制度の発展とその可能性へ幅広い分野に適用する弁護士保険における弁護士及び弁護士会の関わり方について」の企画・運営を担いましたので、その報告をいたします。

前半は、これまでの海外における現地調査に加え、新たに実施したカナダにおける調査の成果を踏まえ、我が国における弁護士保険制度の現状と課題について報告を行いました。後半は山下典孝氏(大阪大学大学院教授)、内藤和典氏(関東学院大学講師)、木村彰宏氏(損害保険ジャパン日本興亜株式会社企画開発部長)をお招きして、パネルディスカッションを実施しました。

その中で、①対象範囲が拡大した弁護士保険及び初期相談を弁護士が担当することの重要性、②適切な弁護士紹介システムの在り方及び報酬を含む弁護士費用の適正化に向けた方策について検討を進めること、③仲裁機関の設立の検討を具体化していくこと、④中小企業向け弁護士保険のモデル契約に係る検討及び保険会社との協働を促進することなどににつき、議論がなされ、ここで得た成果を今後の活動に活かせるよう提言をいたしました。

会場はのべ180名を超える参加があり、上記の課題について市民、保険会社、弁護士という三者の利益バランスの取れた制度設計を行うことの重要性を再認識するシンポジウムとなりました。

日弁連リーガル・アクセス・センター 委員 兼

第19回弁護士業務改革シンポジウム第7分科会長 佐瀬 正俊

埼玉弁護士会のLACへの取り組み

埼玉弁護士会におけるLACへの取り組みについて御報告いたします。

埼玉弁護士会は800人近い弁護士を擁する規模の弁護士会で、LAC案件については近年年間1000件を越す事案が配点されており、迅速に対応しております。

埼玉弁護士会では、被保険者、保険会社、弁護士の三者間の信頼を確保するために、現在様々な方策を採っております。

その一つとして、LAC事案を担当する弁護士に対して要件を課しています。具体的には、弁護士登録から1年以上経過していること、LAC手続きに関する研修会を受講することです。研修会に関しては、例年、日弁連から講師を呼び開催していますが、研修会に対する会内の関心は高く、毎回100人近い会員が受講しています。

また近年、被保険者、保険会社、弁護士の三者間でトラブルが起こった場合や、LAC基準に関する簡単な照会に対応すべく、法律相談センター運営委員会内にLAC部会を立ち上げました。現在は、弁護士や保険会社からの照会の対応や、LACに関する会内周知などが主たる業務ですが、いずれは埼玉にある保険会社のサービスセンターとの協議会等も開催し、より一層、三者間における信頼を確保していくべく努力していく所存です。

日弁連リーガル・アクセス・センター 副委員長 仲里 建良

損保ジャパン日本興亜の新商品「弁護のちから」

前号でもお伝えしましたが、LAC協定会社である損害保険ジャパン日本興亜株式会社が、この度新しい弁護士保険商品である「弁護のちから」を販売し、日弁連はこの新商品に關し弁護士紹介を行うための追加協定を同社と締結しました。

「弁護のちから」の特徴は、被害事故に関する紛争、人格権侵害に関する紛争、遺産分割調停に関する紛争、離婚調停に関する紛争、借地又は借家に関する紛争、労働に関する紛争(オプショナル)に対象範囲を拡大し、傷害保険・医療保険の団体保険の特約として、幅広い法分野での弁護士費用の支払を可能にするというものです。

これに伴い、日弁連は、「弁護のちから」について、2015年12月から弁護士会を通じた弁護士紹介を行う運用を開始しました。

「弁護のちから」では、専業を担当する弁護士の弁護士費用について同社が算定する弁護士費用算定基準(内規)を尊重して算定されること、日当が保険からの支払対象外になっていること、被保険者の自己負担分の定めがあることなど、従来型の弁護士保険とは異なる点があるため注意が必要です。

弁護士保険の拡大は歓迎されるべきことですが、それに伴い、弁護士会及び弁護士が担う権利保護のための責任は一層重要なものとなりますので、会員の皆様の御理解と御協力をこれまで以上にお願い申し上げます。

なお、LACでは昨年11月5日に新商品に関する研修を行いました。その模様はDVDに録画し、各弁護士会には今年15日開催のLAC全国責任者連絡会議で配付いたしますので、適宜御活用いただければ幸いです。

日弁連リーガル・アクセス・センター 事務局長 伊藤 明彦

LACからお願いです！ 被保険者による直接選任の場合もLACシステムへの登録に御協力ください！

日弁連LACと協定保険会社等は、LACに弁護士紹介を依頼せず被保険者が弁護士を選任したうえで弁護士保険を使用するケース(「選任済案件」と呼ばれています)についても、LACシステムへ登録をすることを合意しております。

これは、日弁連LACがトラブル発生の際に調整機能を担うことができるほか、日弁連において運用状況を把握し、将来のトラブル防止や弁護士保険のシステム・運用改善に役立てていくために行っているものです。

弁護士保険をよりよい制度として発展させ、保険対応可能な弁護士業務の拡大を図るためにも、是非、選任済案件についても保険会社等のサービスセンターを通じて、日弁連LACへ報告いただくよう御協力ください。

日弁連リーガル・アクセス・センター

委員 加納 小百合